

## 受験者に対する受験特別措置の取扱いに関する事項

体幹又は上肢の機能障害が著しい者で、筆記による解答が不可能なものについては、ワードプロセッサの使用（入力装置はキーボードに限る。）を認める。ワードプロセッサの使用に際しての実施要領は、法務省大臣官房人事課長において定める。